

福祉医療に関する論点整理

1 現状

- ① 昭和 48 年から、65 歳から 69 歳の低所得者(非課税世帯)及び一人暮らし寡婦を対象に、医療費の自己負担を通常の 3 割から 1 割(2 割助成)に軽減する取り組みを県及び市町で連携して行っている。

同様の制度は全国でも 3 府県のみであり、滋賀県独自の福祉施策として取り組んでいる。

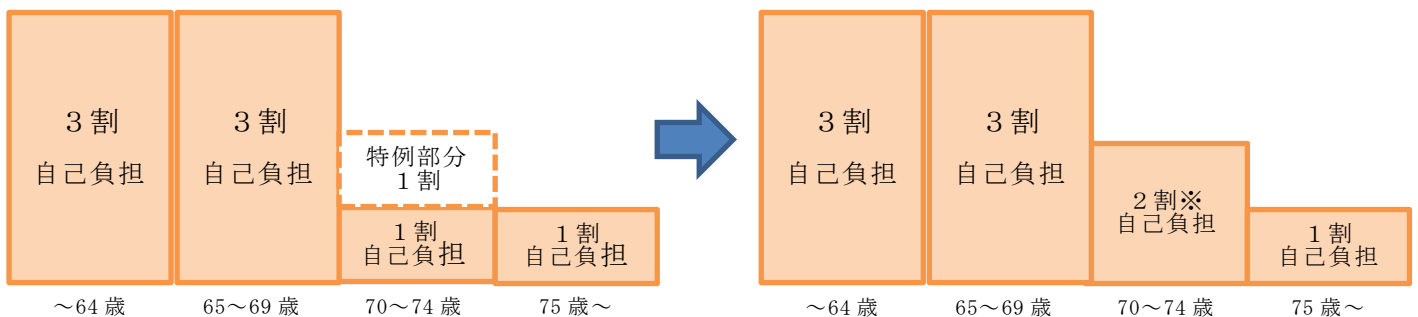
H24：助成額 306,674 千円 (県 153,337 千円、市町全体 153,337 千円)

- ② 税と社会保障制度の一体改革の中で、70 歳から 74 歳の医療費について平成 26 年 4 月から自己負担 2 割の本則が適用されることになった。平成 20 年度から 75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度がスタート(自己負担 1 割)したところであり、これに合わせて 70 歳から 74 歳については医療保険各法の本則において医療費の自己負担 2 割とされたところであるが、特例措置として毎年度国の予算措置及び附則の定めにより自己負担 1 割とされているところである。この度国における税と社会保障制度の一体改革の中で、70 歳から 74 歳の医療費については平成 26 年 4 月から新たに 70 歳になられる方から自己負担 2 割の本則が適用されることになった。

～平成 25 年度

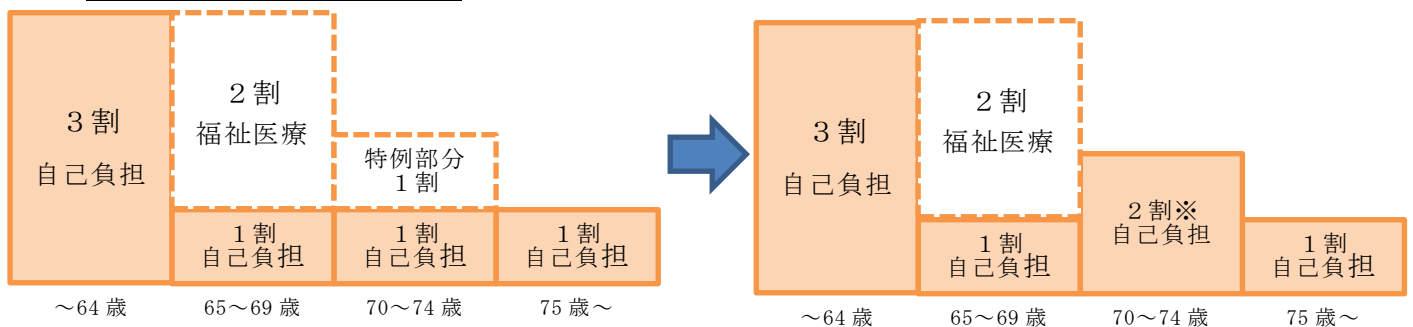
平成 26 年度～

一般世帯

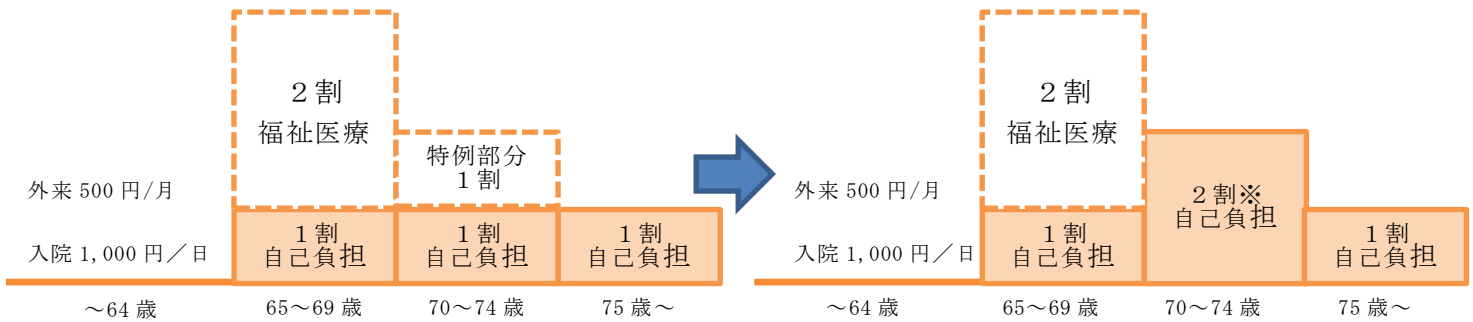


※平成 26 年 4 月以降に 70 歳になられた方から 2 割負担

低所得者(福祉医療対象者)



一人暮らし寡婦



2 考慮すべき視点

① 「福祉県」滋賀県独自の取り組み

65歳から69歳の低所得者及び一人暮らし寡婦を対象とした、医療費負担軽減措置は、滋賀県独自の取り組みとして、県及び市町が連携して実施してきたものであること

② 平成26年4月の消費税率引き上げに伴う増収分について

福祉施策の充実に充てるとされていること

③ 年齢とともに一人あたりの医療費が増加していること

一人あたりの医療費(県資料より)

Ⓐ60～64歳 34.6万円、Ⓑ65～69歳 44.5万円、Ⓒ70～74歳 60.9万円、Ⓓ75～79歳 76.1万円、Ⓔ80～84歳 89.1万円、Ⓕ85～90歳 98.7万円

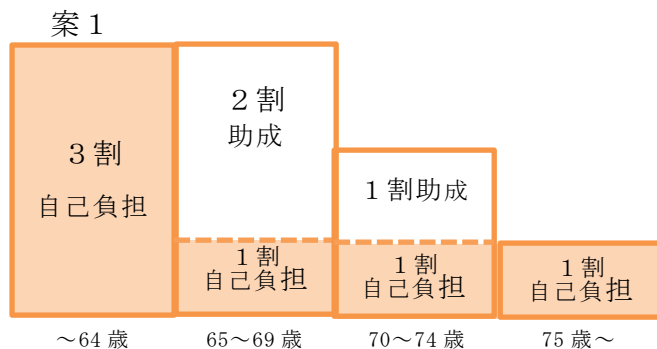
上記を踏まえて、今後の福祉医療のあり方を整理しなければならない

3 考えられる見直し案

(参考)現行制度とした場合の助成額 344,296千円

(県 172,148千円 市町全体 172,148千円)

(平成31年度見込額)

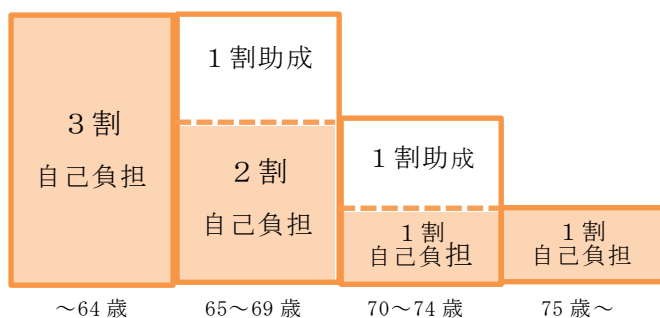


現在の65～69歳の低所得者及び一人暮らし寡婦の医療費の自己負担1割を維持しながら、70～74歳の低所得者及び一人暮らし寡婦の自己負担を新たに2割から1割に軽減する中で、福祉施策を維持、充実する。

※その場合の支出額 556,024千円 (県 278,012千円、市町全体 278,012千円)

(平成31年度見込額)

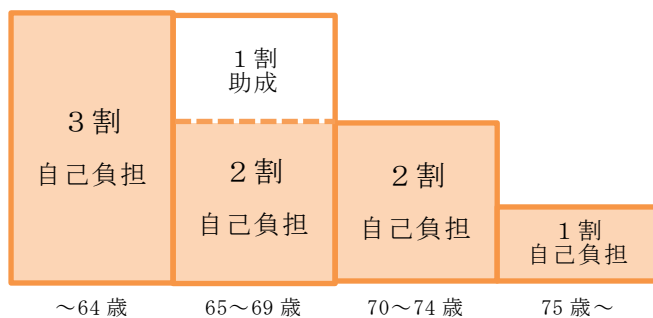
案 2



年代別の一人当たり医療費負担額を一定とする観点から、65～69歳の医療費の自己負担を1割から2割に上げる一方で、70～74歳の自己負担を新たに2割から1割に軽減し、福祉施策を充実する。

※その場合の支出額 383,874 千円（県 191,937 千円、市町全体 191,937 千円）
（平成 31 年度見込額）

案 3



国の制度改正に伴う 70～74歳の自己負担の1割から2割への引き上げに合わせて、65～69歳の自己負担を1割から2割に引き上げる。

※その場合の支出額 172,148 千円（県 86,074 千円、市町全体 86,074 千円）
（平成 31 年度見込額）

「2の考慮すべき視点」を踏まえると、案1または案2が望ましいと考える。

4 今後のスケジュール

平成 26 年 4 月 70～74歳のうち、新たに70歳になられる方から自己負担が2割
平成 26 年 8 月 福祉医療費受給券の更新に合わせて、新制度施行